

令和3年度第1回 長岡京市男女共同参画審議会 会議録

日時：令和3年7月14日（水）13時30分～15時30分

場所：長岡京市役所 大会議室A（北棟4階）

出席者：尾瀬委員、表委員、上子委員、川口委員、小西委員、里内委員、高間委員、
長濱委員、西村委員、深澤委員、山根委員、山本委員、米田委員（50音順）

欠席者：なし

事務局：河北（対話推進部長）、松岡（男女共同参画センター所長）、生田（男女共同参画セ
ンター係長）、小澤（男女共同参画センター）

傍聴者：4人

1. 開 会

（男女共同参画センター所長）

委員13名中、本日の出席者は13名である。長岡京市男女共同参画推進条例施行規則第8条第2項により、定足数である『委員の過半数』を満たしているため、本会議の成立を報告する。本日の傍聴者は4名。審議会委員の交代があったのでご報告させていただく。（岩木委員→高間委員）

資料確認

○事前配布資料：次第、委員名簿、資料1～資料6

審議会は原則公開である。発言者名を伏せて市ホームページ上で公開することを了解いただきたい。このあとは会長に議事進行をお願いする。

会長あいさつ

円滑な議事進行にご協力をお願いしたい。事務局においては、簡潔な説明をお願いしたい。

2. 案 件

（1）男女共同参画計画（第6次計画）令和2年度目標（活動指標）による進行管理報告（案）について

（事務局から説明）

資料1「長岡京市男女共同参画計画第6次計画令和2年度進行管理報告書」について説明。

各委員の意見（概要）は次の通り。

≪P.5の活動指標③若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数、④人権教育・啓発事業の中で男女平等・男女共同参画に関する事業数、⑤男女共同参画を推進する講座・セミナーの開催回数と参加者数について≫

・新型コロナ流行の影響で、事業の中止や参加者が減少したということだが、終息の見通

しが立たない中、今後の事業遂行について何か考えはあるのか。

→昨年度は、新型コロナ流行の影響で、6月の男女共同参画週間の講座が中止になったが、その他は、参加者数を通常定員の半分にしておいて対面講座を実施してきた。年度途中からは、市でもオンライン講座を実施できる環境が整ってきたため、緊急事態宣言中などは、オンライン開催に切り替え、事業の継続を図ってきた。今年度も5月の講座をオンラインに切り替え開催した。活動指標③については、小中学校校長会に声掛けをし、2校から依頼をいただき、6月に実施したところである。コロナ禍でも事業を中止するのではなく、感染対策に留意し、オンラインも活用しながら、講座実施を進めてまいりたいと考えている。

《P.8 活動指標⑧長岡京市の女性管理職・監督職の割合について》

・男女年齢の差はあるのか伺いたい。研究によると、女性の方が、昇進が遅いというものがある。

→長岡京市の管理職の男女別比率は、下表のとおりである。

	男性管理職数/男性職員数	女性管理職数/女性職員数
50代	38/61	11/35
40代	27/63	18/66
30代	3/87	0/117
20代	0/57	0/73

《P.11 活動指標⑬長岡京市の男性職員の育児休業取得者数について》

・具体的な日数は、昨年度と比べて増えているのか伺いたい。

→令和2年度は4名の職員が取得し、最長で約9か月間から1か月以内の取得となっている。また、同じ職員が2回取得した事例もある。令和元年度は、最長で約8か月間であったため、増えている。

・男性の育児休業平均値が1週間未満であることを考えると、それと比べても、かなり長く取れていると思う。

《P.7 活動指標⑥長岡京市審議会等への女性委員の参画比率、⑦長岡京市の審議会等への女性委員の参画比率が40%~50%である割合について》

・5年間を通して、なかなか増加していないが、具体的な働きかけやここには見えていない何か変化等あれば伺いたい。

→働きかけに関しては、年度当初に、目標値女性登用率40%を全職員に向けて周知し、事前協議制を取っているため、比率が低い担当部署には、その都度、連絡をして今後の見込み等をヒアリングしている。今年度から、新たに、市民公募委員に関して、男女比率50%を目標値として設定し働きかけを行っている。

・昨今、防災の重要性が高まり、防災学習会の参加者の割合は女性が多いが、防災会議の女性委員割合は13.3%ととても低いので、防災における女性の意思決定への参加を促す改善をしていただきたい。

- 男性が多い分野の団体等への充て職の影響があると考えられる。担当課に伝えたい。
- ・防災関連の充て職というのはどういった方か。地域の消防団等か。
- 条例で決まっており、消防や警察を含む官公庁、電気やガスといったライフラインの企業に依頼している。管理職の方が来てくださっているため、そういった企業での管理職の女性割合が増えなければ難しい部分はあるが、働きかけを行っていききたい。また、女性委員の割合が少ない中でも、女性団体の会員から2名を充て、女性の意見の反映に努めている。
- ・審議会自体の開催方法や参加方法等について、本審議会のように、すべての方が参加し易い形での会議の開催を進めてほしいが、現状はどうか。
- すべてを把握しているわけではないが、環境が整備されるに伴って、ハイブリッドやリモート形式での会議等は増えてきているように思われる。
- ・参加がしやすい会議をアピールして、ぜひとも女性委員割合を増やしていただきたい。
 - ・総人数が多いのに女性が1人もいない審議会等があり、内容的に見ても、利用者である女性の意見を広く聞いた方が良いと思われる会議もあるので、女性委員の登用を進めてもらいたい。女性の意見を反映させて、いい政策を作っていこうという社会全体の流れもあるため、その後押しとなるように働きかけを行ってもらいたい。

(担当課に確認)

設置要綱により、主に関係機関、主に行政の道路関係部局及び民間の交通事業者で構成されている。会議においては責任ある立場での判断や発言が必要となるため、実態として管理職で構成される事となるが、令和2年度において、その職にあったのが男性であったため、結果として男性の比率が高くなったものであり、これらについては、今後、当該の職に女性が就き、本会議を構成される事となっていくと考えられる。引き続き、男女共同参画の理念を尊重しながら、本会議の運営に努めてまいりたい。

- ・団体への充て職のため仕方がないではなく、各担当課から団体へ働きかけを行うなど、団体の中での役員の女性比率が上がっていくように進めてもらいたい。
- 改選のタイミングで一人でも多く、女性委員の登用が進むように担当課に働きかけを行っていききたい。

《進行管理報告書の様式について》

- ・進行管理報告書の鑑にあたる、まとめのページを加えたらどうか。
- 今年度から第7次計画が始まるため、進行管理報告書についても様式を検討したい。
- ・資料の配布を紙だけでなく、データで行ってはどうか。
- 資料配布に関しては、紙あるいはデータのどちらでも配布が可能なので、委員の皆様の希望制にさせていただく。
- ・希望を聞くとなると、事務局の手間が逆にかかるかもしれず、提案の主旨とは逆になるため、ワークライフバランスの観点からも、資料配布の手間が減る方法を検討していただきたい。

(2) 男女共同参画計画 (第6次計画) 令和2年度事業チェックシート(案)について

(事務局から説明)

資料2「長岡京市男女共同参画計画第6次計画令和2年度事業チェックシート(案)」について説明。修正箇所：事業数番号104

各委員の意見(概要)は次の通り。

《事業名72 学校でのLGBTへの相談体制について》

- ・最近、小学生女子が、昔は男子のみだったキャップ帽を被っているのを見かけることがあり、中学校でも女子生徒がスラックスを購入できるみたいだが、逆に、男子生徒がスカートを購入し着用することは可能なのか。もし不可なら、その理由も知りたい。

(担当課に確認)

男女ともに理由は問わず、スラックスやスカートを選択することは可能である。

《事業名45 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等並びに制度に関する情報提供》

- ・職場におけるセクハラやパワハラ防止に関する事業主の義務について、周知をはかる目的で、令和2年度は、約2300の事業所にチラシを配布したとのことだが、その効果やフォローアップは何か考えているのか。

→現在のところ、フォローアップは行っていない。チラシは、市の登録業者の申請業者に配布しており、その大部分が中小企業である。令和4年度から、中小企業においても、セクハラやパワハラの防止措置が義務化されるため、そのタイミングで取り組めたらと思う。

- ・セクハラについては、すでに義務化されており、パワハラはセクハラの対策ができていれば、それに追加すれば良いと思うのだが、セクハラ対策さえできていない所は、取り残されてしまうため、チラシ配布だけでは、効果は薄いと考えられるため、しっかりとフォローアップをお願いしたい。

《事業名79 事業所向けワークライフバランスに関する啓発及び情報提供》

- ・市内事業所のネットワーク研修会の参加事業所のアンケート実施について、民間の取り組みは、市民からは見えにくいので、参加事業所に了承を得てから、A社、B社という形で、取り組み内容等アンケート結果をぜひ公表していただきたい。図書館で特集コーナーを設けた説明もあったが、図書館は男性、とくに中高年男性も多く利用しているので、とてもいいことだと思う。そこでも、市内事業所の取り組みを紹介できれば、社会が少しずつ変わってきていることを感じられると思うので、図書館でも公表したらどうか、せっかく良いネットワークもできてアンケートも実施されたので、それを市民にも見える形で取り組んでいただきたい。

→すでに実施したアンケートについては、公表の了承を得ていないので、公表はできないが、今年度、事業所を訪問する際には、公表できる内容等確認をして、発信できる場をどこかで設けられればと思う。

(3) 男女共同参画計画 (第7次計画) 事業チェックシートの変更について

(事務局から説明)

資料3 事業チェックシートの様式変更について説明。

各委員の意見(概要)は次の通り。

・事業チェックシートと進行管理報告書の関係性はどうなっているのか。

→男女共同参画計画には、成果指標と活動指標が設けられている。成果指標は市民の意識調査により、達成度をはかる部分で、活動指標は、施策の進捗状況を把握するため、毎年、進行管理報告書という形で報告を行っている。進行管理の中で、男女共同参画に関する具体的な事業が、事業チェックシートの項目にあがってきており、具体的に担当課が男女共同参画の視点を持って、事業に取り組んだのかを検証するのが事業チェックシートである。

・事業チェックシートが100%達成となっていて、進行管理報告書が達成できていないというのは、チェックすべき項目が違うのではないか。

→進行管理報告書の各項目は、市民の方の意識向上を経て、徐々に改善していくという側面もある。啓発方法や地域や学校等への働きかけも強化し、男女共同参画の意識づくりを進めていきたい。

・アンケートの形式はどのようなものか。男女以外の選択肢はあるのか。

→昨年度、表現ガイドラインを改訂した。以前から、市の方針としては、性別欄を設けないことを原則としている。ガイドラインでは、統計上、必要な場合は、男女の別とするのではなく、記述式で性別を答えていただくことを例示として示している。

・男女共同参画の問題点が埋もれてしまわないように、運用に気をつけていただきたい。男女の情報は、政策をつくる上では重要なので、支障がない方には記入いただくのが良いと思うので、アンケートの性別記載については、検討していただきたい。

案件3. 報告等

(事務局から説明)

資料6 パートナーシップ宣誓制度について説明。

各委員の意見(概要)は以下の通り。

・6/1から制度開始とのことだが、実際にどれくらいの利用があったのか。

→3組が宣誓された。

・転入予定では適用できなくなっているが、なぜなのか。

→市民でないと、市の様々な制度が適用できないため、市民に限定している。

・解消の手続きはどうなっているのか。

→パートナーシップが解消されたとき、どちらかが死亡したとき、市外に転出されたとき(都市間連携をしている自治体に転出した場合を除く)、その他、宣誓要件に該当しなくなったとき、宣誓受領書を返還する。

・市営住宅への入居申し込みには差しさわりのないように、運用を考えているのか。

→市営住宅についても、転入予定では入居できない。

- ・パートナーシップ制度は、法的な意味は持たないが、市の色々なサービスで認めてもらえることが大きいと思うので、運用場面を想定して、検討いただければと思う。
 - ・病院等で家族の同意が必要となる場面においても、適用できるよう、大きな病院に働きかけを行っていただきたい。
- 生命保険の受取等、民間サービスの動きが速いこともあるので、そういったところも含め、周知をはかっていきたいと思う。
- ・亀岡市、京都市と連携するとのことだが、具体的にどのようなことか。
- パートナーシップ宣誓制度の利用者が3市間で転居をしても、簡易な手続により、転出先の市から宣誓書受領証等を発行できるようにすることで、宣誓の効果を継続できるようになるものである。
- ・宣誓要件の部分で、養子縁組をしている方はできるのか、できないのかが分かりづらい。
- 養子縁組の方は要件に該当し宣誓できる。

5. 閉会

対話推進部長より挨拶後、閉会。